

第25回小山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日（月）午後1時30分から午後3時5分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 山中 哲（議長）

1番 舘野 強 志

2番 須藤 正 達

3番 篠崎 巖

4番 片柳 伸 三

5番 板子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石川 敦 子

8番 町田 守 夫

9番 知久 六 丸

10番 町田 利 郎

11番 永嶋 朋 子

12番 小久保 吉 雄

13番 佐山 光 以

14番 大塚 稔

15番 山本 光 康

16番 橋本 政 昭

17番 本橋 信 男

18番 上野 明 宏

4. 議事日程

議事録署名委員の指名

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

6. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋信雄
農地調整係	係長	高山芳雄
	主査	金澤卓哉
	主事	湯澤正人
	主事	山中啓
農地利用最適化推進係	係長	篠崎吉勝
	主査	笹崎ひろ子

事務局 只今より、第25回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。只今の出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議長 (挨拶)

議長 それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかように選出したらよろしいか諮ります。

(議長一任との声あり)

議長 それでは、議席番号7番石川敦子委員、12番小久保吉雄委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の湯澤主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法 第3条 農地等の権利移動に関する 許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

今回は3件の申請がございました。

まず、番号1番 につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 三拝川岸の 畑1筆 面積 1,930㎡

権利取得後の経営面積は : 292a

農機具等の保有状況は:トラクター、耕運機、動噴等を所有しており

労働力は: 7人

申請地は、事業所から3kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの賃料は : 8,000円です。

なお、法人が農地の権利を取得するには、原則、『農地所有適格法人要件』や『下限面積要件』等を満たす必要がございますが、今回の案件は、社会福祉法人が農地の権利を取得するものであり、農地法施行令第2条第1項第1号ハの『教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その目的のために農地の権利を取得する場合』に該当し、不許可の例外に当たります。

以上が、1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は：乙女の畑6筆 面積 7,225㎡

権利取得後の経営面積は：218a

農機具等の保有状況は：トラクター、耕運機等を所有しており

労働力は：2人

申請地は、自宅から0.3kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの賃料は：3,390円です。

以上が、2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は：乙女の畑4筆 面積 3,317㎡

権利取得後の経営面積は：218a

農機具等の保有状況は：トラクター、耕運機等を所有しており

労働力は：2人

申請地は、自宅から0.3kmのところに位置する農地です。

農地10a当たりの賃料は：9,044円です。

以上が、3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。

本件は、農地法第3条の規定による賃借権の設定に関する案件です。

受け人は社会福祉事業を営んでおり、施設利用者への就労訓練の一環として農業体験を取り入れております。農業の中でも養蚕を重視しており、桑を耕作できる土地を探しておりました。桑畑の管理が難しいと感じている所有者から桑畑を賃貸借することが決まったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われまます。

従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願
いいたします。

8 番

番号2番及び番号3番について、併せて補足説明をさせていただきます。本件
は、農地法第3条の規定による賃借権の設定に関する案件です。

私も申請人や申請地について調査をしました。

受け人は、海外で大豆と小麦の大規模農業を24年間行った経験がありました
が、日本に戻ってからは一般企業に勤め、6年前に退職しました。退職後に過去の
農業経験を生かして日本の農業に貢献したいと考え、農地を相対で借り、地元農業
者に日本の農業についてアドバイスを受けながら耕作を行いました。
安定的に耕作を行えるようになり、今年の4月に3条で賃借権を設定しましたが、
周辺土地も耕作することになったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、問題ないと思われます。
従いまして、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願
いいたします。

議 長

只今、地元委員からの補足説明がありましたが、只今の案件について、ご意見、
ご異議はございませんか。

(質問なし)

議 長

それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許
可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、
可決いたします。

議 長

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説
明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を
申し上げます。

今回は、2件の申請がございました。6月16日に調査委員会2班と事務局で現
地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、農業用倉庫・集荷選別場でございます。

申請の理由ですが、申請人は米といちごの生産をしております。これまでは、土地を借りて米の乾燥・もみすりのため農業倉庫を建てておりましたが、所有者の都合により土地を返却することになったことから、代わりの農業倉庫の建築が必須の状況です。また、いちごの生産を始めましたが、取り急ぎ設置した集荷選別場が農地にあり、違反であることを指摘されたため、現在の集荷選別場を取り壊し農地に復元し、今回の申請地に集荷選別場を設置する計画をたてました。申請地は自宅から近く、いちごの作付地の隣接に位置するため、米の保管やいちごの集荷選別に適地であるため、申請に至ったとのことです。

申請地は、農振法に基づき、令和3年7月5日に用途区分変更の公告がされた農用地区域内の農業用施設用地でございます。農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。周辺の隣地状況ですが、西側は道路、東側は自己所有の田、北側南側は第三者所有の畑。

なお、本申請に関連して、申請者の自宅に隣接する農地が住宅の一部として利用されてきたため、非農地証明願があわせて申請されております。議案第4号にて非農地証明をご審議いただき、可決されることを条件として本案件のご審議をお願いいたします。

以上が、1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場でございます。

申請の理由ですが、申請地の南側に集落の墓地があり、100区画ほどの墓が建っております。しかし駐車場がなく、接する道路の幅員も狭いため、利用者が不便を被っている状況です。そのため、駐車場としての利用を望まれていることから申請地を駐車場として転用することを計画し、申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。周辺の隣地状況ですが、北側、東側は水路、西側は道路、南側は墓地。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 番

番号1番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
受け人は、米といちごの生産をしている農家です。
米の乾燥・もみすりのために土地を借りて農業用倉庫を建築しておりましたが、
土地を返却することになったため代わりの土地が必要になりました。いちごの集荷
場と一緒に建設する計画もあることから、苺の作付け地に隣接する申請地が適地で
あり、今回の申請に至ったとのことです。
只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

15番

番号2番について、補足説明いたします。
この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。
南側の集落墓地の駐車場がない、お盆や彼岸などには3m道路に駐車していてお
り、かなり危険な状態です。一昨年、墓地部会ができて塀で囲ったりして整備
したのですが、駐車場については困っている状態でした。申請人が駐車場として転
用して下さることになったので、申請人から申請してもらったということです。
只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、
ご意見、ご異議はございませんか。

(質問なし)

議 長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、
可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、
可決いたします。

議 長

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

今回は、2件の申請がございました。6月16日に、調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

こちらは使用貸借権の設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は現在実家に居住しておりますが、婚姻の予定があることから自己用住宅の建築を計画しました。申請地は出井にあり、勤務地が出井であることや実家と祖母の家からも近いことから適地であるとして選定しました。申請地は譲渡人が相続により取得したものであり、農地としての維持管理に苦慮していることもあり、土地を提供してもらうことになり、今回の申請に及んだとのことです。

申請地は宅地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水は市水道。排水は合併浄化槽処理後、宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。周辺の隣地状況ですが、北側は道路、東側は雑種地、西側、南側は第三者所有の畑で同意を得ております。資金計画につきましては、全体事業費3,500万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が、1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、農家住宅でございます。

こちらは売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は農業をしながらアパート経営をしております。現在の住宅は市街化区域内にあり、一般住宅やアパートが多いことから、農業機械を使用する際に騒音の苦情を受けており、家族の精神的負担となっております。

アパート経営については、経営状況が悪く、赤字が続いていることから売却を進めており、所有するアパートをすべて売却処分していく計画です。

これを機に近隣への騒音で迷惑がかからない土地に農家住宅を建築し、農業を続けていけるようにするため、今回の申請に及んだとのこと。

なお、本件の申請地は令和2年に農地法第3条による申請により譲渡人から譲受

人への売買の許可がされ、譲受人に所有権移転がなされましたが、許可後に、本案件の転用計画があるとの相談があったため、農地法第3条の許可を取り消し、所有権を譲渡人に戻しております。このほど、転用を実施したいとのことで、本件の申請があったものです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

都市計画法につきましては、農家住宅としての整理が付けられるため、都市計画法の適用除外であり、農業従事者証明と現在の住宅を売却することの確認書を求めるとのことです。

取水は市水道。排水は合併浄化槽処理後宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側・西側は道路、東側・南側は譲受人所有の畑。

資金計画につきましては、全体事業費2,500万円で、全額自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

以上、2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

5番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も、申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、現在実家に居住しておりますが、結婚する予定があることから、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は、勤務地と実家から近く、今後の生活の利便性が高いため、今回の申請に至ったとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われれます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も、申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

受け人は、農業とアパート経営をしております。現在、市街化区域内に居住しておりますが、農業機械を利用する際に近隣住民から騒音の苦情を受けています。経営するアパートと自宅を売却し、騒音に対する苦情を言われぬ土地で農業を続けるため、今回の申請に至ったとのことです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

15番

私も、申請人とは近隣の農業委員なので話を聞いており、板子委員や事務局からも話を聞いておりました。近隣の方からも、今回の経緯を聞いてくれ、ということで質問しました。

申請人のことは私も知っていますが、地元の農家さんから申請内容について聞かれ、調査したところ、今回、農家住宅を作るということで、その部分が既に埋め立てられている南側の自己所有農地に鳩小屋を2基置いてしまったということが分かりましたが、現在は解消されたようです。

質問ですが、通常は、市街化調整区域に住居を建てる時は上限面積500㎡と理解していたのですが、農家住宅であれば654㎡でもOKなのかということです。また、都市計画法で市街化を抑制するべきとされる市街化調整区域に、自分の家が市街化区域にある場合でも、農家住宅目的の転用見込みがあるのかも質問したいですね。この地区には知り合いの農家さんが申請人居住地の近隣で十数件あり、申請人が「今住んでいる自分の家を処分して、調整区域の土地に新築して転居を予定している。」という話をしているらしいですね。そうすると周りの農家から、市街化区域から市街化調整区域に転居することができるのか、という話が聞こえてくるのですよ。その時に、私が何と答えていいのか分からないので、申請者の現在の農業規模と耕作状況、今の敷地面積と建物がどのような状況ということも質問したいと思います。

事務局

現在の申請人の耕作状況については、申請地の隣地にはサツマイモが植えてあることを現地調査で確認しました。その他の4反程度ある農地については航空写真にて農地であることを確認しております。

15番

もともと4反くらいしかなかったという話なんです。それはどうなんですか。

事務局

4反について、地目は田んぼです。

15番

城北の市街化区域にある現在の宅地面積と建物面積はどれくらいか。築40年くらい経っており古いと思うのですが。

事務局

市街化区域の宅地と建物について面積は確認できていません。農家住宅で整理しているようなので、一般住宅の500㎡は超えていると考えられます。

15番

都市計画法と農地法の優先順位について教えてください。

事務局 都市計画法と農地法でどちらがより優先するという決まりはありません。開発行為をする場合、関係法令のすべての許認可をとれることが条件です。市街化区域が市街化を促進し、調整区域が市街化を抑制するということが都市計画法の趣旨ですが、農家住宅等の建築は開発許可の適用除外となっています。都市計画法上、農家住宅であれば調整区域に家を建てるときでも都市計画法の開発許可を取らなくて建築できるので、今回の件は都市計画法上においては建築することができます。農地法において、市街化調整区域に農家住宅を建築することを規制することは難しいと思われま

15番 これが通れば、地元農家から同様の要望が続出することが危惧されます。みんな市街化区域在住の農家で、調整区域に農地を持っている状況です。この間、事務局に聞いたとき、本件のような事例は、農地法の立地基準と一般基準に適合している場合は転用許可の見込みがある、との説明を受けました。地元の方からは「安い調整区域の農地を買い、そこに家を建て転居し、今まで住んでいた市街化区域の土地を高額で処分すれば儲かりますね。」などという話も出ています。

後ほど、申請人の土地と建物の情報を教えてください。私としては、多分、宅地が400坪くらいあると思うんですよ。建物も40坪くらいの建物で築40年くらいで建て替え時期の建物だと思うんですね。近隣にも同様の農家が多数あります。皆さん、申請人と同じことで苦勞されているんですね。結論的には、できれば転居したい、と考えている農家が相当数いると思います。私としても、その方々に十分な説明を行う必要があるという意味から情報を教えていただきたいと思

事務局 分かりました。

議長 他に質問等ございますか。

18番 住宅敷地面積の上限というのは、農家住宅にはないのでしょうか。

事務局 上限という形では決まっていなかったと思いますが、都市計画法上では1000㎡程度とされていると思われま

18番 分かりました。もう一つよろしいでしょうか。山本委員がおっしゃった、都市計画法と農地法はどっちが優先というわけではないんですよ。例えば、農地法上は許可が出るけれど都市計画法上許可が出ないであったり、あるいはその逆があった場合は却下されるということですか。

事務局 関係法令で却下・不許可になることがあれば、農地法で許可の見込みがあっても不許可になります。

18番 両方クリアしないとだめということですね。

事務局 そのとおりです。

18番 分かりました。

議長 他に質問等ございますか。

5番 私も事務局から色々と内容説明を受けました。心情的には、現行の市街化区域の住宅を処分したことを確認してから今回の農家住宅にかかる転用許可した方がいいと初めは思いました。ところが、事務局の説明を受けているうちに、農地法としては問題ないこと、当該土地の農地法3条許可を取り消し登記簿も従前所有者名義に戻したこと等を踏まえ地元委員として説明を行いました。

議長 他に、質問等ございますか

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、
可決いたします。

議長 議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願 につきまして、ご説明申し上げます。
今回は、4件の願出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。
願出地は、高椅外の 畑3筆、合計面積419㎡。
願出の理由ですが、願出地は昭和60年ころから納屋を建築し、宅地の一部として利用されてきました。分家住宅の建築のために調査したところ、土地の敷地の一部が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

願出地は、空中写真により、少なくとも36年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上、が1番でございます。

つづきまして、番号 2番をご覧ください。

この案件は、議案第2号番号1番にてご審議いただきました件に関する案件でございます。

願出地は、中島の 畑1筆、合計面積347㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和45年ころから宅地の一部として利用されてきました。農業用倉庫への農地転用申請にあたり、所有地の調査をしたところ、土地の敷地の一部が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

願出地は、空中写真により、少なくとも51年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が、2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

願出地は、向野外の 畑5筆、合計面積3,809㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和49年ころから宅地の一部として利用されてきました。願出地を相続により取得した際に土地の敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

願出地は、空中写真により、少なくとも36年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が、3番でございます。

つづきまして、番号4番をご覧ください。

願出地は、南半田の 畑1筆、合計面積1,116㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和50年ころから宅地の一部として利用されてきました。住宅の分家住宅の建築にあたり土地の調査をした際に、土地の敷地の一部が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が、4番でございます。

以上、4件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

18番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。願出人は、分家住宅の建築のため願出地を調査したところ、宅地として利用してきた敷地の一部が農地であることが判明しました。今後のためにも適正化したいと考え、今回の願出に及んだとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番

番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。願出人は、農業用倉庫・集荷選別場の建築のため所有する農地を調査したところ、宅地として利用してきた敷地の一部が農地であることが判明しました。今後のためにも適正化したいと考え、今回の願出に及んだとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17番

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。願出人が願出地を相続したときに、宅地として利用してきた敷地が農地であることが判明しました。今後のためにも適正化したいと考え、今回の願出に及んだとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番

番号4番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。願出人が分家住宅の建築のため土地の調査をした際に、宅地として利用してきた敷地が農地であることが判明しました。今後のためにも適正化したいと考え、今回の願出に及んだとのことです。

只今の事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われれます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

14番 非農地証明の面積なんですが、3番は3,809㎡となっています。私も現地を見ましたが、面積の上限は無いのですか。かなり面積があるので、その辺を今後のために聞きたいと思います。

事務局 事務要領上は面積の規定はありません。

議 長 他に質問等ございますか。

15番 宅地が1反あって申請で4反、合計5反、例えばですよ、悪く考えれば全部宅地にして売ると農地として売る値段が違うじゃないですか。やっぱり規定が無いとどんどん出てくると思うんですね。どこで歯止めをかけるか。堤防が壊れたようにどっと流れてきたときに、私も私も、となったときに農業委員会はどのような立場で答えるのだということ、さっきの件に関しても同じなんですが、私は後でそのときお前がやっただろう、といわれたときに何と答えたらいいか分かりません。その辺だけ規制があった方がいいかと思います。

事務局 面積的な規制は無いという現状はありますが、今後、周りの市町村や栃木県農業会議にも話を聞きまして、そういった疑問に対して少しでもクリアになるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 農地の下限面積があるように法律があればいいのだけれど、無ければ小山の場合はそういうのを作るべきかもしれないですね。

議 長 他に質問等ございますか。

4番 3番の件ですが、農地としてみた場合だと何種農地ですか？

事務局 第1種農地です。

4番 農振除外はしてあるのですか。

事務局 非農地見込みの農振除外をしてあります。

4番 今回の議案に農振除外としての案件はあがってないんですか。

事務局 既に農振除外はされています。それで、今回の件が上がってきました。

4 番 この件は、農振除外の際に農政課で見ているわけですね。今回の農業委員会だけではなくですね。
そうすると、別のところで見るとということは農業委員会だけで決めるということではなく、そちらでも責任を持つというわけですね。要するに、除外した案件だから農業委員会でも認めたということになるということですか。

事務局 農振除外の申し出が出てきたときに農業委員会にも意見を求められるのですが、そのときに非農地証明の見込み有ということで回答しております。

4 番 そうすると、農業委員会でだけではなく、全体のことですね。

事務局 農政課で農振除外する時には、農業委員会の他にも関係各課も意見を求め、そこで、支障なしという形になっていると思われま。

4 場 分かりました。

議長 いつごろ農振除外は申請がありましたか。

事務局 令和4年2月25日に申し出されて令和4年5月25日付で公告がされています。

議長 他に質問等ございますか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。
議案第4号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第4号「非農地証明願について」、可決いたします。

議長 議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(軽微変更)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(軽微変更)につきまして、ご説明を申し上げます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域における用途区分変更につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は、1件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、集出荷場でございます。

変更する農地は、梁の畑1筆、合計面積968㎡の内199.98㎡。

申出の理由ですが、申出者はいちごの営農をしております。現在は、自宅の離れを集出荷場として利用しておりますが、老朽化が激しく、耕作地と離れているため作業効率が悪い状態です。

耕作地の近くで新しい集出荷場を建築することを計画し、今回の申出に及んだとのことです。

申出地は、農用地区域内農地に区分されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が、1番でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

2番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。申出人は、いちごの生産をする農家でございます。現在、集荷場は自宅敷地内にあり耕作地と離れているため、新たな集荷場を探しておりました。申出地は、耕作地から近く適地であると判断し、今回の申出に至ったとのことです。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われまます。

只今の事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしく願ひい

たします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

15番

農業用倉庫で出荷作業するのこの許可を取るのと、どこがどう違うのかなと。そのことを聞きたいです。普通の農家は農業用倉庫で出荷したりしてますけど、なぜ軽微変更を必要とするのかが分からないので教えてください。

事務局

農地を農業用施設に農地転用する時には農振除外までは必要ないんですけども、農用地区域の用途の変更が必要ということで今回の申出がされています。

18番

普通の農家は農業用倉庫で出荷作業いたしますよね。申請も農業用倉庫で出ると思うんですよ。集出荷場と農業用倉庫との差を教えてください。

16番

関連して質問いたします。農業用倉庫と農機具等を保管するところ。集出荷場とは選別作業等をするところ、おおまかにいうとそういうことでよろしいでしょうか。ということは集出荷場でも倉庫でも申請の内容は変わらないですか。

事務局

農業用倉庫も集出荷場も農業用施設となるので軽微変更が必要であることは変わらないです。農業用施設の具体的な用途として、今回は、集出荷場としての申出がありました。

16番

分かりました。

議長

他に質問等ございますか。

(特になし)

議長

ご意見、ご異議がないようですので、お諮りいたします。

議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」に係る、意見聴取を行った結果、農業委員会として議案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について、農業委員会として議案どおり変更することを承認する

旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。この議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の承認について」、可決いたします。

議 長 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が4件ほどあります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当いたしますので、これらを先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 はじめに、議案第7号の番号41番、43番及び44番は、山本光康委員に関する案件ですので、山本委員は、一旦退出願います。

(山本委員退出)

議 長 番号41番、43番及び44番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号のうち、番号41番、43番及び44番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号41番、43番及び44番について、可決いたします。

議長 山本委員は入場してください。

(山本委員入場)

議長 次に、議案第7号の番号42番は、本橋信男委員に関する案件ですので、本橋委員は、一旦退出願います。

(本橋委員退出)

議長 番号42番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号のうち、番号42番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号42番について、可決いたします。

本橋委員は入場してください。

(本橋委員入場)

議 長 次に、議案第7号の番号65番は、館野強志委員に関する案件ですので、館野委員は、一旦退出願います。

(館野委員退出)

議 長 番号65番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号のうち、番号65番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号65番について、可決いたします。

館野委員は入場してください。

(館野委員入場)

議 長 次に、議案第7号の番号91番は、須藤正達委員に関する案件ですので、須藤委員は、一旦退出願います。

(須藤委員退出)

議 長 番号91番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号のうち、番号91番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち番号91番について、可決いたします。須藤委員は入場してください。

(須藤委員入場)

議 長 続きまして、議案第7号のうち、農業委員の「議事参与の制限」に該当する案件以外の番号1番から40番、45番から64番、66番から90番及び92番から97番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありました。只今の議案について、ご意見、ご異議等はありませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議等が無いようですので、お諮りいたします。
議案第7号のうち、番号1番から40番、45番から64番、66番から90番及び92番から97番について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2による農用地利用集積計画（一括方式）の承認について」のうち、番号1番から40番、45番から64番、66番から90番及び92番から97番について、可決いたします。

議 長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題はすべて終了となります。

(午後3時5分)